

第2期一宮町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託評価基準表

1. 評価方法

第2期一宮町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者選考委員会は、下記2に記載の評価基準に基づき、特に優れている、優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。

2. 評価基準

評価項目	評価視点	重要度	配点	評 価					
				特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている	
全体計画	企画方針の理解	本業務の目的を理解した提案内容となっているか。	A	10	10	8	6	4	2
	取組姿勢	本業務に対する熱意・意欲があり、子育て支援の発展につながる効果が期待できるか。	A	10	10	8	6	4	2
調査技術	人口分析	人口分析能力を有し、本町の特性や課題の抽出を期待できるか。	B	8	8	6	4	2	0
分析能力	国・県の動向分析	国や県の子育て支援をめぐる現状分析能力が優れており、スピード感のある対応ができるか。	B	8	8	6	4	2	0
	課題整理	本町の現状や課題の特性を捉え、的確な課題整理が期待できるか。	A	10	10	8	6	4	2
構築能力	理論性・独自性	第2期計画を策定する上で理論的かつ独自の視点での提案を期待できるか。	A	10	10	8	6	4	2
	編集・表現力	子どもから大人まで町民に分かりやすく見やすい計画書となるよう工夫された提案をしているか。	A	10	10	8	6	4	2
その他	会議支援	子ども・子育て会議における資料作成、助言、議事録の作成など事務的な支援ができるか。	B	8	8	6	4	2	0
	優位性	仕様以外で本町にとって有益な提案事項はあるか。	B	8	8	6	4	2	0
会社の体制	実施体制	担当者を複数配置するなど実施体制は万全か。全体スケジュールは適切なものとなっているか。	A	10	10	8	6	4	2
	価格	見積書の価格が、提案書の内容に対して妥当であるか。	B	8	8	6	4	2	0
			合計	100					

3. 選考方法

- (1) 選考委員の評価の結果、評価点合計が最も高い者を優先交渉権とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点の合計を獲得した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 評価点の合計が全体6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。